

(訟ろー15-A)

令和元年8月13日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 宇田川 公 輔

年金分割のための情報通知書の有効期限について

(事務連絡)

離婚等をした場合における年金分割に係る請求すべき按分割合は、対象期間（婚姻期間等）における当事者の標準報酬総額に応じて求められる按分割合の範囲内で定められなければならないとされているところ（厚生年金保険法78条の3第1項参照），離婚調停・訴訟等において、離婚等とともに請求すべき按分割合を定める場合には、年金分割のための情報通知書記載の按分割合の範囲内で定めることができます（同条第2項参照）。

請求すべき按分割合を適正に定めるためには、按分割合の範囲を正確に把握する必要があります。按分割合を把握するための情報通知書の有効期限等について、別紙のとおりまとめましたので、請求すべき按分割合（年金分割の割合）を定める審判、調停又は人事訴訟を担当する裁判官を含む職員に対し、本事務連絡を周知していただくようお願ひいたします。

なお、離婚等の後に年金事務所等から提供を受けた情報通知書には、有効期限はありません。

また、標準報酬額改定請求の請求手続の期限（離婚時から2年間、例外として、離婚時から2年経過する前に申し立てられた場合には、按分割合を定める審判等が確定した日又は調停が成立した日から1か月を経過するまでの間に年金分割の請求

をしなければならない（リーフレット「ご存じですか？離婚時の年金分割制度における家庭裁判所の手続」のQ5を参照）。）についても、改めて職員間で認識を共有していただくよう、よろしくお取り計らいください。

年金分割のための情報通知書の有効期限

1 離婚前に提供を受けた情報通知書の有効期限の考え方（総論）

家庭裁判所は、年金分割のための情報通知書（以下、「情報通知書」という。）に記載された按分割合の範囲内で請求すべき按分割合を定めます。判断の基礎とする情報通知書は、**有効期限内のものである必要**があります（厚生年金保険法第8条の3第2項参照）。

原則

情報提供を受けた日から対象期間の末日（離婚成立の日等）までが1年を超えない場合は、情報通知書に記載された按分割合の範囲は有効です。



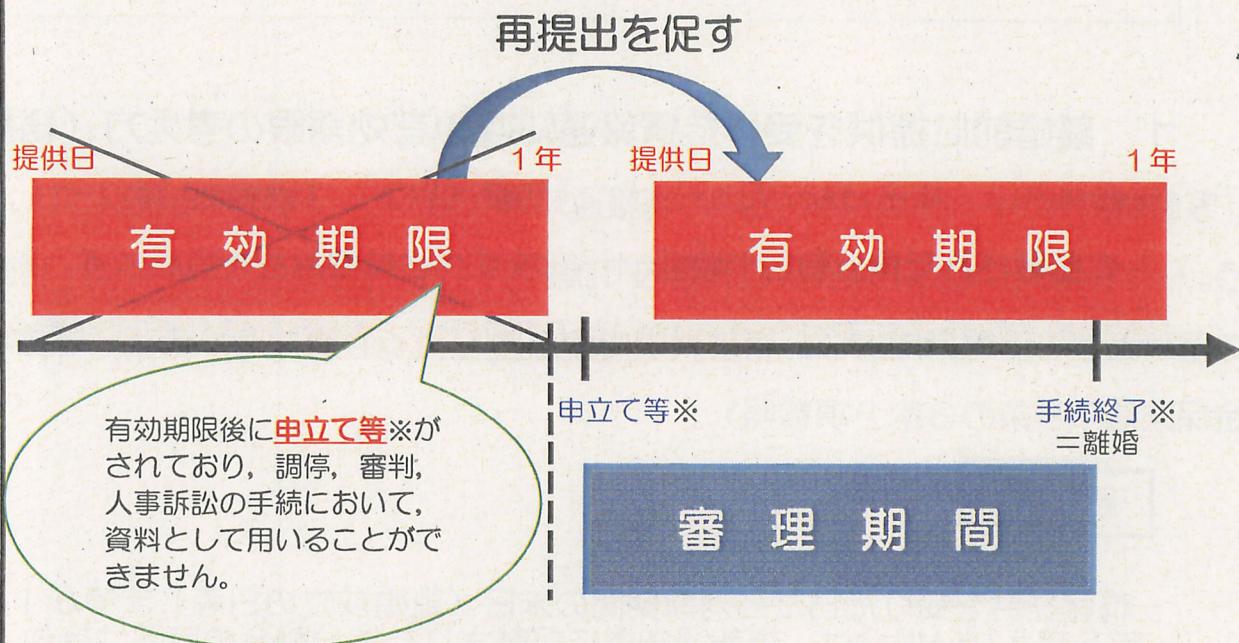
例外

裁判所の手続が終了するまで、**有効期限が延長**される場合がある（「2 情報通知書の有効期限の考え方（具体例）」の②及び③を参照）。

※ 情報通知書に記載された按分割合の範囲の下限は変動するため、通知書の作成時期により異なる数値となる。
(按分割合の範囲の上限は50%で固定)

事務処理上のポイント

情報通知書の受領時に、以下の内容を確認します。



※申立て等とは・・・

- ・按分割合に関する調停申立時
離婚調停申立時に申立てがされている場合→離婚調停申立時
離婚調停開始後に追加で申立てがされた場合→追加申立時
- ・離婚訴訟における按分割合に関する附帯処分申立時
離婚訴訟提起時に附帯処分の申立てがされている場合→離婚訴訟提起時
離婚訴訟開始後に附帯処分の申立てがされた場合→附帯処分申立時
のことをいいます。
離婚調停申立時や離婚訴訟提起時ではない場合があることに注意が必要です。

※手續終了とは・・・

- ・調停成立
- ・調停に代わる審判の確定
- ・和解成立
- ・判決の確定

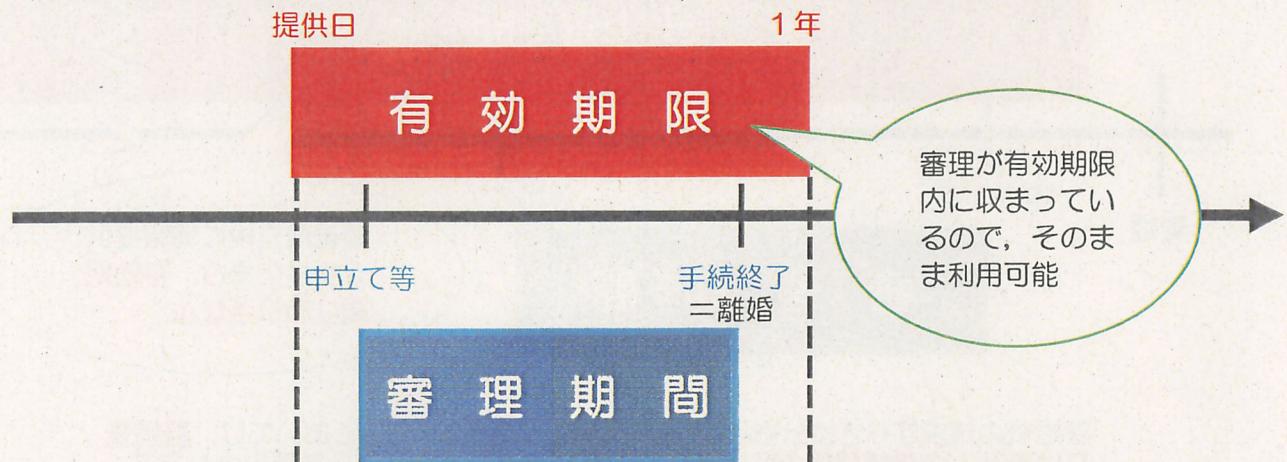
のことをいいます。

手續終了時に情報通知書が有効期限内であることが必要です。

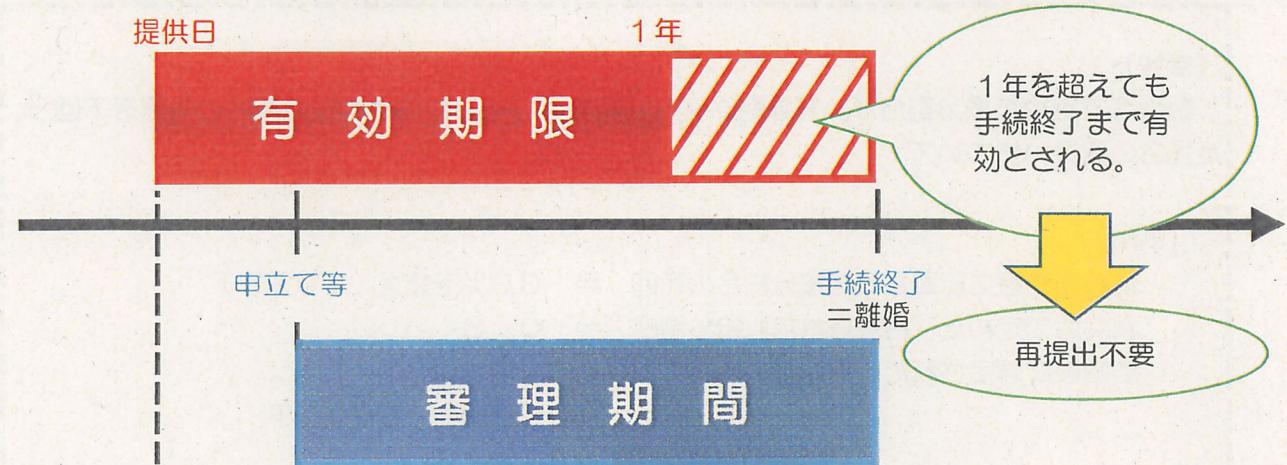
2 情報通知書の有効期限の考え方（具体例）

（記載されている条文は、厚生年金保険法施行規則の条文）

- ① 情報通知書の有効期限内に手続が終了した場合（78条の5第1号）



- ② 手続開始前に情報通知書が発行されている場合（78条の5第2号）

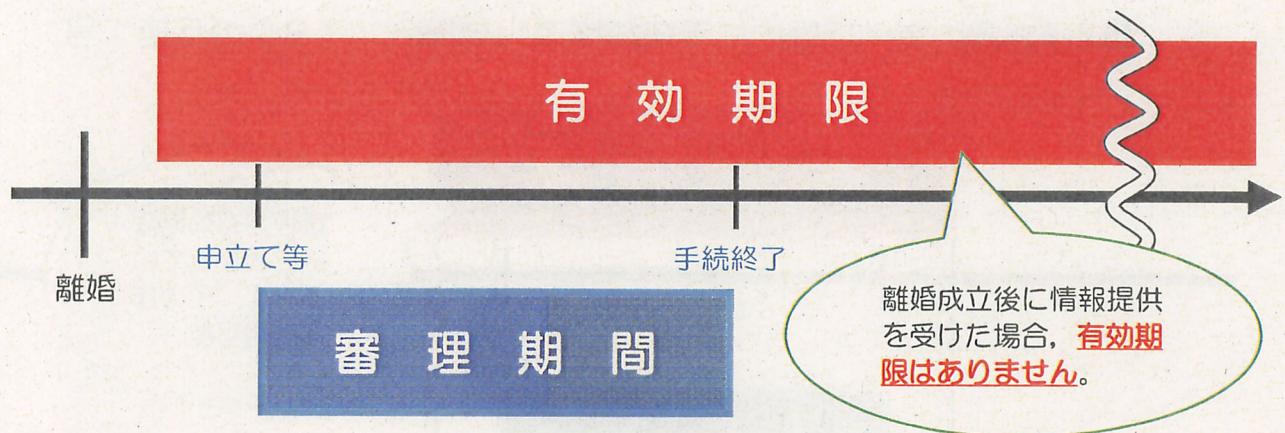


- ③ 手続開始後に情報通知書が発行されている場合（78条の5第3号）



②及び③の場合は、手續終了時に申立て証明書の発行を求められる場合があります（書式については、「離婚時年金分割制度関係執務資料」（平成19年3月家庭裁判資料第184号）の181頁及び182頁を参照。）

3 離婚後に提供を受けた情報通知書の有効期限について



離婚後の請求すべき按分割合に関する審判・調停の申立てにおいては、**離婚後（又は事実上の婚姻関係の解消後）**に提供を受けた情報通知書を提出させます。

(参考)

裁判等で定めた按分割合が、対象期間（婚姻期間）の末日における按分割合の範囲を下回った場合の取扱いについて

【事例】

情報通知書に記載された按分割合の範囲 ⇒ 30%を超え、50%以下

裁判所で定めた（合意された）按分割合 ⇒ 0.3

離婚後に算定された対象期間の末日における按分割合の範囲

⇒ 40%を超え、50%以下



裁判所で定めた（合意された）按分割合が、離婚後に算定された対象期間の末日における按分割合の範囲を下回っている状態



年金事務所等において、離婚後に算定された対象期間の末日における按分割合の最下限まで引き上げて按分することになる（厚生年金保険法施行規則第8条の13）。

⇒ 本事例においては、0.4になる。